

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	◎	該当無し
	○ -20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ -15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8 点	5.文書注意(「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく文書注意をいう。)
	○ - 5 点	6.口頭注意(「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく口頭注意をいう。)
	○ -3 点	7.工事関係者事故又は公衆災害等が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく口頭注意以上の処分が行われなかった場合やその他の法令等を遵守しなかった場合。(事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものや第三者の行為によるものである場合を除く。)
	□ -5 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等 (-1点～-8点)
	□ -1 点	9.発注者指定型の週休2日制工事において、発注者の責により、現場閉所率4週6休未満(=6日/28日=21.4%未満)の場合は、契約違反として工事成績評定から減点する。 (※受注者希望型は本評価の対象外)
本評価項目(8. 法令遵守等)で評価する場合は、施工にあたって工事関係者が、下記の項目に該当し上表の措置があった場合に適用する。 なお、「工事の施工にあたり」とは、の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定し、「工事関係者」とは当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ①「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」の措置要件に該当する場合。 ③総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合に適用する。 ④監督員や検査員から文書(工事打ち合わせ簿等)等による改善指示等(通知・指示)を行った場合 (「考査項目別運用表」の適用欄参照)		